

平成30年度 保育料（利用者負担額）

（10月1日から）

◆1号認定【幼稚園・認定こども園】月額保育料表

（円／月額）

国 区 分	市 区 分	市認定基準	平成30年度 利用者負担額（円／月額）	
			基準額	市内施設用
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B1	市民税非課税世帯	2,000 (0)	2,000 (0)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 0] [2人目以降 0]	[1人目 0] [2人目以降 0]
	B2	市民税均等割課税世帯	3,000 (0)	3,000 (0)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 0] [2人目以降 0]	[1人目 0] [2人目以降 0]
3	C	市民税所得割課税額 77,101円未満	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)
		ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 3,000] [2人目以降 0]	[1人目 3,000] [2人目以降 0]
4	D1	市民税所得割課税額 77,101円以上～121,000円以下	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
	D2	市民税所得割課税額 121,001円以上～169,000円以下	14,000 (7,000)	
	D3	市民税所得割課税額 169,001円以上～211,200円以下	17,000 (8,500)	
5	D4	市民税所得割課税額 211,201円以上	20,000 (10,000)	

- 同一世帯から満3歳から小学校3年までの範囲にある2人以上の児童が保育所（園）および幼稚園、認定こども園のいずれかに入所（園）している場合、もしくは特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合、保育料は、年齢が1番上の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。
- 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子が2人以上いる世帯で、BからD3までの第2子については前号の規定にかかわらず無料となります。
- 生計が同一の子（税の扶養の対象となる19歳以上の子を含む）が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が入所した場合の保育料については、第1号の規定にかかわらず無料となります。

※ 保育料は1年分を12回でいただいておりますので、8月分もいただくようになります。

※ 給食費は、上記の金額には含まれません。別途負担していただくことになります。

※ 市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合は、徴収金基準額が市内施設利用の場合と異なりますので、ご注意ください。

※ ()は2人目の金額。[]はひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他要保護世帯等の額。

※ 市町村民税所得割の算定において、申請によりみなし寡婦（夫）認定がされた場合は、地方税法上の寡婦控除等が適用されます。

※ 保護者等住所が指定都市区域内であっても、指定都市区域外に住所を有するとみなして市町村民税所得割を算定します。